

オンラインサポート開始



青色ニュース

令和5年5月号
第63号



当会ホームページ

帳簿の確認が来局不要に

利用者が年々増加している会計ソフトについて、オンラインでのサポートを開始いたしました。

当会指定のクラウドサービス経由にて会計データ等を提出し、事務局側で入力内容等の確認を行うことで、帳簿チェックや仮決算等の作成がスムーズに行えます。(利用可能な会計ソフトは左記参照)

「いそがしくて来局できない」等の会員皆様の声に合わせた新たなサポートをぜひご利用ください

詳細は左記のQRコード又は事務局まで。

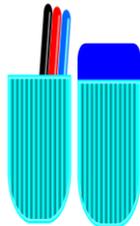
利用可能な会計ソフト

- ・ブルーエイト
- ・ブルーリターンA
- ・やよいの青色申告

(デスクトップ版17以降)

- ・ツカエル青色申告オンライン

※ツカエル青色申告オンラインは、会計データの提出は不要です。



オンラインサポート
利用方法はこちら

クールビズについて

令和5年5月1日～10月31日までの期間、事務局ではクールビズを行います。ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。



事務局対応について

令和5年6月16日(金)は、午後より代議員総会が予定されているため、終日予約枠を制限させていただきます。

他の営業日に予約されることをお勧めします。

- 1、オンラインサポート開始
- 2、懇親会のお知らせ
- 3、インボイス制度
- 4、屋形船割引サービス
- 5、会計ソフト研修会
- 6、電子帳簿保存法
- 7、源泉徴収関係
- 8、予定納税減額承認申請

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

代議員総会懇親会のご案内



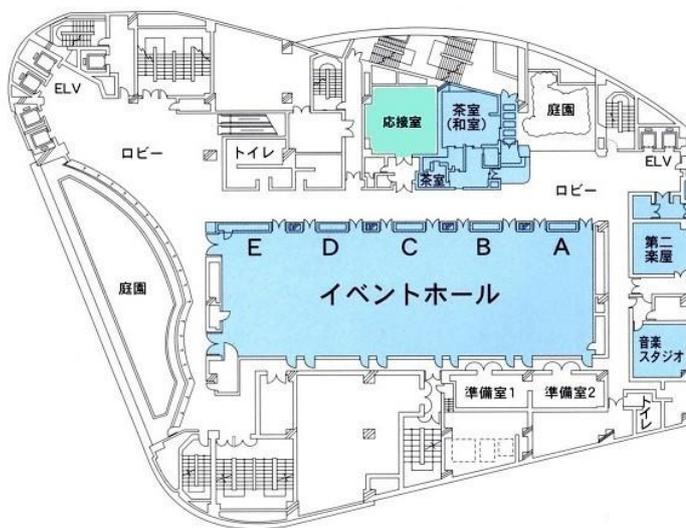
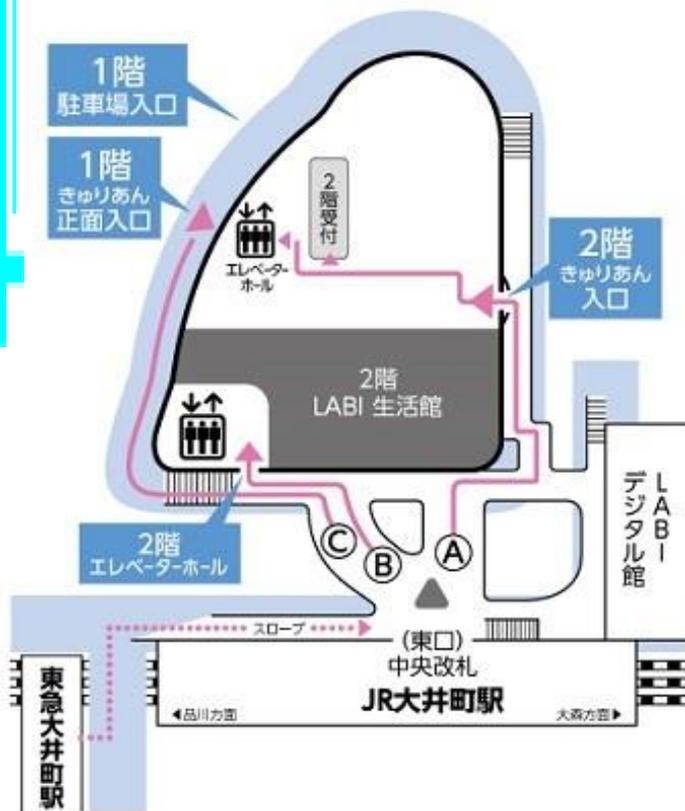
令和5年6月16日に開催予定の第7回代議員総会終了後に会員皆様の親睦を深めるため、懇親会を開催いたします(左記参照)。4年ぶりの開催となりますのでぜひご参加ください。
なお、参加人数に限りがございますので、事前にお申し込みいただきますようお願いいたします。

日時 令和5年6月16日(金)
17時15分より(開場予定17時頃)
(約1時間〜1時間半程度を予定)

場所 品川区立総合区民会館(きゅりあん)
7階イベントホール
東京都品川区東大井5丁目18番1号

参加費用 1名につき 3千円
※完全予約制

参加資格 ※6月13日(火)以降のキャンセルの場合費用全額をご負担いただきます。
費用全額をご負担いただきます。
会員及びその専従者・配偶者・親族等
1会員につき会員含め2名まで
申込方法 (一社)品川青色申告会まで
☎ 03(3474)7564(代)



7階 イベントホール

品川区立総合区民会館(きゅりあん)
京浜東北線・東急大井町線・りんかい線
大井町駅より徒歩2分
※駐車場は商業施設との共用の為、電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。

インボイス申請を済まされた方へ

請求書・領収書の準備は大丈夫ですか

令和5年10月以降の領収書・請求書について、今までの情報に追加して、下記のように登録番号の記載や記載方法の一部変更等が発生しますのでご注意ください。

帳簿等の準備は大丈夫ですか

インボイス申請を行うことで、今まで消費税の免税事業者であった方も納税義務が発生し、それに伴い令和5年10月以降、会計ソフトの設定変更も含めた消費税対応の帳簿を作成する必要があります。

また、消費税申告に伴い、届出書・申請書等の提出の有無の確認を行う場合がありますので、8月頃までに一度来局をしてください。

インボイス登録を 検討中の方へ

個人ごとにインボイス申請の必要性が変わる為、今後のご相談は個別に対応いたします。

なお、書面提出の場合、申請後登録通知が届くまでに約3か月程度かかる予想されますので、余裕をもって手続きをしましょう。



適格請求書(インボイス)の主な記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(追加項目)
- ② 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

請求書

青色商事(株)

登録番号 T 0000000000000000

② (株)〇〇 御中

11月分 16,400円

令和××年11月30日

日付	④ 品名	金額
11/1	④ 麺類 ※	2,160円
11/2	野菜 ※	3,240円
11/3	調理器具	11,000円
合計	15,000円	消費税 1,400円
⑤ 8%対象	5,000円	消費税 400円 ⑥
10%対象	10,000円	消費税 1,000円

④ ※ 軽減税率対象

不特定多数者に対して販売を行う一部の業種については、『適格請求書』に代えて、『適格簡易請求書』を交付することができます。

久しぶりにのんびり船旅



本会会員なら、ご利用人数によって最大20%の割引！
 青色申告会会員の船宿（屋形船の事業所）だから実現できた特別価格の四季折々の風流と、お台場の夜景をお楽しみください！

代表的なコース

お台場周遊コース

品川↓天王洲アイランド↓お台場
 ↓晴見↓勝鬨橋↓品川

隅田川遊覧コース

品川↓お台場↓晴見↓永代橋
 ↓清洲橋↓勝鬨橋↓品川

周遊コースは各船宿にご確認をお願いいたします。

お一人様 ￥12,000
 (飲み放題 消費税込み)

10人以上14人まで	5%割引
15人以上29人まで	10%割引
30人以上49人まで	15%割引
50人以上	20%割引

※最低保証予定人数：10人

- ◎ コンパニオンをご希望の場合は別料金となります
- ◎ ご利用様の中に当会会員がいらっしゃればOK



いわた丸

品川区東大井1-25-3
 TEL 03 (3471) 1322



丸裕

港区港南5-1-23
 TEL 03 (5479) 5632

※お申し込みは（一社）品川青色申告会まで TEL03 (3474) 7564(代)

※キャンセルは直接船宿にご連絡ください。（時期によりキャンセル料がかかります）

） 65万円控除を目指す方へ ）

会計ソフト教室 開催のご案内

青色申告特別控除65万円の適用を受けようとする方は、会計ソフトの利用がおすすめです。

会計ソフト教室では、当会が推奨する会計ソフトを使用し、65万円控除に対応した帳簿の作成方法をご説明します。

お申し込みは、電話か青色アプリによる事前予約制となります。

※65万円控除は、不動産貸付のみを行っている方の場合一定の要件があります。詳細は問い合わせください。

日時	下記参照
講義時間	約2時間程度
受講料	無料
申込受付	事前予約制
定員	8名 (参加者2名以下の時は、個別対応となります)
会場	事務局 会議室
持ち物	筆記用具等

日時	会計ソフト※
6月19日(月) 14時～	エイト
6月20日(火) 10時～	エイト
6月21日(水) 14時～	ツカエル
6月22日(木) 10時～	ツカエル
7月11日(火) 14時～	エイト
7月12日(水) 10時～	エイト
7月13日(木) 14時～	ツカエル
7月14日(金) 10時～	ツカエル

(*)会計ソフト	
エイト	ブルーエイト
ツカエル	ツカエル青色申告オンライン



当会推奨クラウド会計ソフト

ツカエル青色申告 オンライン

主なメリット

- ・インターネット接続環境があれば利用可
- ・ウィンドウズ・マックどちらでも利用可能
- ・自動でアップデートされるためバージョンアップ等の作業が不要、また法改正にも対応
- ・銀行預金やカード等とデータ連携させることで、会計ソフトが自動仕訳処理

**初年度の方も
2年目以降の方も
利用料割引で
ずっとお得!!**

令和6年1月から変わります

改正電子帳簿保存法の準備を

改正電子帳簿保存法が、令和5年末の猶予期間が終え、令和6年から本格始動します。

この改正で、パソコン会計利用者及び注文書・請求書などの書類を電子データでやり取りしている方等多くの会員に影響が出ると思われます。今後、事務局で勉強会及び説明会の開催を検討しておりますので、ぜひご利用ください。

はじめてませんか、書類のスキャナ保存!

はじめてませんか、帳簿書類の電子化!

【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしておきましょう（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に合った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

▶ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

▶ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方に該当いたします。

保存すべき電子データは？

- ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※ 例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった商品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

どのように保存する必要があるのか？

- ◆ 改ざん防止のための措置をとる
- ◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする
- ◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

国税庁

国税庁ホームページより

詳細は国税庁ホームページの【電子帳簿保存法特設サイト】をご確認ください。

Q 「電子帳簿等保存制度」って何ですか？

A 税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度で、3つの内容に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、紙でなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、あらかじめ届出書を提出することで一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合は、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります。

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、一定の要件を満たすことで、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【要対応】

令和6年1月以降の取引について、申告所得税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※記録の改ざんなどを防止し、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります

**給与等を支払う事業者は、
税務署への届出等と、
源泉徴収の義務が生じます！**

専従者、従業員への給与に

係る源泉税

【納付期限】

原則：支払い月の翌月10日まで
特例：1月～6月分(上期)

↓令和5年7月10日(月)まで
7月～12月分(下期)

↓令和6年1月22日(月)まで
※特例は、事前に申請書の提出が必要です。**〔注〕**

※源泉徴収税額には復興特別所得税が加味されます。

給与所得者の源泉徴収簿

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

外注先への報酬に係る源泉税
〔納付期限〕

★税理士報酬等は、事前に申請書を提出する事で給与と同様に特例納付があります。**〔注〕**

★外注先の業種・内容等により源泉徴収義務の有無が決まりますが、『給与の支払先が法人の場合』や『給与の支払が無い個人の方が支払う報酬』は、特殊な報酬以外は源泉徴収義務がありません。

ただし一定金額以上の支払の場合、源泉徴収義務がなくとも税務署へ支払調書の提出が必要となります。

★源泉徴収税額には復興特別所得税が加味されます。

上記書類に必要事項をご記入の上、当日事務局までご持参ください。

書類がお手元ない場合には、国税庁ホームページよりダウンロードするか当会に在庫がございますのでご利用ください。

給与及び報酬を支払う者の現況が、『給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の場合』のみ納期の特例の適用を受けることが出来ます

源泉サポート時の持ち物

- ① 令和5年分、従業員別の源泉徴収簿
※6月までの給与・賞与の支給金額等の記載が必要です。
- ② 令和4年分、従業員別の源泉徴収簿
※前年度から繰り越した過不足税額の確認で使用します。
- ③ 令和5年分、従業員別の扶養控除等(異動)申告書
※配偶者・扶養者の所得見積、生年月日、障害の有無等
- ④ 報酬の源泉に関しては、各支払額等が分かるもの
- ⑤ 税務署より送付された納付書(領収済通知書)
- ⑥ 会員カード

源泉出張サポートの終了について

毎年7月と12月に大井第三地域センターで開催していた「西大井地区源泉出張サポート」は、利用会員の減少等の理由により、終了することとなりました。

今後の源泉サポートは、ご予約の上事務局をご利用ください。

予定納税減額承認申請について

6月中旬頃に、一部の方に向けて税務署から『所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』という封書が届きます。

これは、前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。つまり、所得税等の前払い制度です。ただし、6月30日の現況で当年度の「申告納税見積額」が、「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができません。

また、消費税及び地方消費税についても、前年度の確定消費税額にに応じて、中間納付税額を記載した書面が届きますので、書面が届きましたら、中身を確認しご不明点等ございましたら、所轄税務署及び申告会までお問い合わせください。

確定申告書の控についている納税額管理表のこの欄に数字が入っている人は届く可能性が高いです。

令和04年分		月区分
所得税予定納税額の計算		3月
予定納税基準額	214,000	4月
予定納税額	第1期分 71,600	5月
	第2期分 71,600	6月
住民税納税額の計算		7月
徴収方法	給与以外 普通	8月
	給与 普通	9月
普通徴収税額	第1期分	10月
	第2期分	11月
	第3期分	12月
	第4期分	1月
特別徴収税額	第1期分	2月
	第2期以降分	3月
事業税納税額の計算		4月
課税標準額	2,000,000	5月
税率	5.000%	合計
納税額	第1期分	備考
	第2期分	

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①（二社）品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※お引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

② 転居された場合、各種送付文書の送付先の変更等のため、確定申告期前に納税地の異動又は変更をするときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することが出来ます。

③ 事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。※詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★6月～12月までの第一土曜日（祝日を除く）は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※当会にて自転車保険・交通傷害保険取り扱っております。